

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第4675399号
(P4675399)

(45) 発行日 平成23年4月20日(2011.4.20)

(24) 登録日 平成23年2月4日(2011.2.4)

(51) Int. Cl. F I
A 4 7 G 25/44 (2006.01) A 4 7 G 25/44 A
D 0 6 F 57/00 (2006.01) D 0 6 F 57/00 3 4 0

請求項の数 1 (全 6 頁)

(21) 出願番号	特願2008-173898 (P2008-173898)	(73) 特許権者	591190689
(22) 出願日	平成20年7月2日(2008.7.2)		マルソー産業株式会社
(65) 公開番号	特開2010-11982 (P2010-11982A)		福岡県北九州市門司区新門司3丁目60番2号
(43) 公開日	平成22年1月21日(2010.1.21)	(74) 代理人	100099508
審査請求日	平成22年9月28日(2010.9.28)		弁理士 加藤 久
早期審査対象出願		(74) 代理人	100093285
			弁理士 久保山 隆
		(74) 代理人	100116296
			弁理士 堀田 幹生
		(72) 発明者	山田 修
			福岡県北九州市小倉南区下曾根新町4-1-406
		審査官	川口 真一

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 肩幅調節機構付き衣料用ハンガー

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

フック部と両肩部とを有するハンガー本体の前記両肩部のそれぞれの端部に、一端が前記肩部の上部に連設され、他端が前記肩部の下部に連設される紡錘形の輪郭を有する可撓性肩支持部を、前記ハンガー本体と一体にプラスチック成形により形成し、前記両肩部の先端部であって前記可撓性肩支持部の前記一端が連設される箇所と他端が連設される箇所との間に、前記肩部の先端部から伸びる下向き鉤部からなる固定側係合部を設け、前記可撓性肩支持部の上部内側に、前記可撓性肩支持部の上部内側から突出して前記下向き鉤部に係合離脱する上向き鉤部からなる可動側係合部を設け、前記固定側係合部と前記可動側係合部とが非係合状態では前記可撓性肩支持部の両先端部間の幅が、広い肩幅の衣料に適合する寸法に設定され、前記可撓性肩支持部の下方への変形により前記固定側係合部と前記可動側係合部が係合した係合保持状態では前記可撓性支持部の両先端部間の幅が、狭い肩幅の衣料に適合する寸法に設定されていることを特徴とする肩幅調節機構付き衣料用ハンガー。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、掛ける衣料の大小に応じてハンガーの肩幅を大小に調節できる肩幅調節機構付き衣料用ハンガーに関する。

【背景技術】

【 0 0 0 2 】

クリーニング店に出される衣料には、子供用、女性用、大人の男性用など、色々なサイズのものがある。一般に、クリーニング後の衣料を掛けるために使われているハンガーの場合、女性用の肩幅の小さい撫で肩の衣料では肩よりも外側の袖の上の部分にハンガーの両端が突き出るので、衣料にハンガーの突き出た跡が付いてしまい、衣料の型くずれの原因となる。一方、小さめのハンガーに男性用の衣料を掛けると、両肩がハンガーよりも外側に落ちてしまい、これも型くずれの原因となる。

【 0 0 0 3 】

男性用、女性用の衣料のサイズに応じて、肩幅の異なるハンガーを複数サイズ準備しておけば、クリーニング後の衣料に適合したハンガーを選択して掛けておくことができるが、それでは適正なハンガーを選ぶ作業が繁雑であり、また生産性の低下につながる。

10

【 0 0 0 4 】

このような問題を解消するため、肩幅の調節が可能なハンガーが提案されている。

特許文献 1 には、ハンガー本体の端部に摺動部材を装着し、この摺動部材の摺動位置を変えることによって肩幅の調節が行えるようにしたものが開示されている。

しかし、摺動部材とハンガー本体とは別部材であるので、生産コストが高くなり、また組立工程も必要となる。

【 0 0 0 5 】

これに対し、特許文献 2 には、合成樹脂製のハンガー本体の左右端部に、弾性変形可能な左右撓曲部材の基端部分をそれぞれ連設し、この左右撓曲部材の先端部分に係合凸手段をそれぞれ形成すると共に、ハンガー本体の左右端部に複数の係合凹手段をそれぞれ形成し、撓曲部材の係合凸手段を、複数の係合凹手段に選択的に係合せしめることで、撓曲部材の撓曲状態を変更せしめて、ハンガーの左右端部の間隔が変更できるよう構成する手段を採用した肩幅調節装置が開示されている。

20

【 0 0 0 6 】

【特許文献 1】特開平 9 - 2 3 8 8 1 4 号公報

【特許文献 2】特開 2 0 0 0 - 1 7 5 8 0 0 号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【 0 0 0 7 】

前掲の特許文献 2 に開示されたハンガーの肩幅調整装置においては、左右撓曲部材の先端部分の係合凸手段を、ハンガー本体の左右端部に設けた複数の係合凹手段のいずれかに装着、固定して撓曲部材の湾曲位置を可変することにより肩幅を調節するものであるが、係合凸手段を係合凹手段に装着する操作が細かい作業となり、暗い場所や視力の悪い作業者にとってはつらい仕事になる。また、係合凸手段を係合凹手段に装着する作業は、ハンガー本体に衣料を掛けた状態では非常に困難であり、一旦衣料を取り外しての作業となるため、利便性に欠けるといった問題があった。

30

【 0 0 0 8 】

そこで本発明は、衣料のサイズに適した肩幅の調整を、簡単な操作で、かつハンガー本体に掛けた衣料の上からでも行うことができる肩幅調節機構付き衣料用ハンガーを提供することを目的とする。

40

【課題を解決するための手段】

【 0 0 0 9 】

前記課題を解決するため、本発明の肩幅調節機構付き衣料用ハンガーは、フック部と両肩部とを有するハンガー本体の前記両肩部のそれぞれの端部に、一端が前記肩部の上部に連設され、他端が前記肩部の下部に連設される紡錘形の輪郭を有する可撓性肩支持部を、前記ハンガー本体と一体にプラスチック成形により形成し、前記両肩部の先端部であって前記可撓性肩支持部の前記一端が連設される箇所と他端が連設される箇所との間に、前記肩部の先端部から伸びる下向き鉤部からなる固定側係合部を設け、前記可撓性肩支持部の上部内側に、前記可撓性肩支持部の上部内側から突出して前記下向き鉤部に係合離脱する

50

上向き鉤部からなる可動側係合部を設け、前記固定側係合部と前記可動側係合部とが非係合状態では前記可撓性肩支持部の両先端部間の幅が、広い肩幅の衣料に適合する寸法に設定され、前記可撓性肩支持部の下方への変形により前記固定側係合部と前記可動側係合部が係合した係合保持状態では前記可撓性支持部の両先端部間の幅が、狭い肩幅の衣料に適合する寸法に設定されていることを特徴とする。

【0010】

本発明においては、ハンガー本体の両肩部に、可撓性肩支持部を一体に形成している。この可撓性肩支持部は、通常は両肩部の長手方向に沿って延出しており、可撓性肩支持部の先端部を含めた長さは、成人男性用の衣料の肩幅に対応するように設定されている。可撓性肩支持部の内部にはハンガー本体の肩部側に固定側係合部が設けられ、可撓性肩支持部側には可動側係合部が設けられており、両可撓性肩支持部の先端部を下方へ湾曲させたときに、固定側係合部と可動側係合部とが自動的に係合するように構成されている。この、両可撓性肩支持部が下方へ湾曲した状態のハンガー本体の幅は、女性用の衣料の肩幅程度に設定されている。このように、可撓性肩支持部を下方へ折り曲げる動作で肩幅の調節ができるので、ハンガー本体に衣料を掛けた状態でも衣料の上から肩幅の調節が可能となり、効率的な作業が可能となる。クリーニング工場など、多数の衣料を連続的に取り扱う作業場においては、この利便性は計り知れない。

10

【0011】

前記固定側係合部は前記両肩部の先端部から伸びる下向き鉤部とし、前記可動側係合部は前記可撓性肩支持部の上部内側から突出して前記下向き鉤部に係合離脱する上向き鉤部とする。下向き鉤部と上向き鉤部が一旦係合すると、可撓性肩支持部の復元力で上向きに戻ろうとする力が、係合力を大きくするように作用するため、係合状態が保持される。

20

【発明の効果】

【0012】

本発明によれば、フック部と両肩部とを有するハンガー本体の前記両肩部のそれぞれの端部に、一端が前記肩部の上部に連設され、他端が前記肩部の下部に連設される紡錘形の輪郭を有する可撓性肩支持部を、前記ハンガー本体と一体にプラスチック成形により形成し、両肩部の先端部であって可撓性肩支持部の一端が連設される箇所と他端が連設される箇所との間に、肩部の先端部から伸びる下向き鉤部からなる固定側係合部を設け、可撓性肩支持部の上部内側に、可撓性肩支持部の上部内側から突出して下向き鉤部に係合離脱する上向き鉤部からなる可動側係合部を設け、固定側係合部と可動側係合部とが非係合状態では可撓性肩支持部の両先端部間の幅が、広い肩幅の衣料に適合する寸法に設定され、可撓性肩支持部の下方への変形により固定側係合部と可動側係合部が係合した係合保持状態では可撓性支持部の両先端部間の幅が、狭い肩幅の衣料に適合する寸法に設定されていることにより、衣料のサイズに適した肩幅の調整を、ワンタッチで、かつハンガー本体に掛けた衣料の上からでも行うことができ、クリーニング後の衣料をハンガーに掛ける作業を効率的に行うことができる。

30

【発明を実施するための最良の形態】

【0013】

以下、本発明の実施の形態を、図面を用いて具体的に説明する。

40

図1は、本発明の実施の形態を示す正面図、図2は、本実施の形態における肩幅調節工程を示す要部拡大図である。

【0014】

これらの図において、1はフック部、2はフック部1の下部両側に一体に連設される肩部、3は肩部2の撓みや捩れ等の変形を抑える補強部、4は一端4aが肩部2の上部に連設され、他端4bが肩部2の下部に連設される紡錘形の輪郭を有する可撓性肩支持部、5は肩部2の先端部であって可撓性肩支持部4の一端4aと他端4bとの間に突出して設けられた固定側係合部、6は可撓性肩支持部4の上部内側に、固定側係合部5と係合して可撓性肩支持部4の下方への変形状態を保持する可動側係合部である。固定側係合部5は先端に下向き鉤部5aが形成され、可動側係合部6は先端に上向き鉤部6aが形成されてい

50

る。なお、図中7は衣料の吊り紐を掛ける吊りフックである。

本実施の形態においては、肩幅調節機構付き衣料用ハンガー全体はポリプロピレン、ポリエチレン等の弾性を有する熱可塑性合成樹脂で一体成形により製造される。弾性を与える可撓性肩支持部4以外の部分は、厚みを厚くしたりリブを設けたりして、強度を高くしている。

【0015】

図1は、可撓性肩支持部4を操作していない場合であり、肩幅はL1である。肩幅がL1である平常状態では、衣料を掛けると、肩部2の端部の可撓性肩支持部4に衣料の自重による垂直方向の力が作用するが、その垂直方向の力は、上向き鉤部6aの頭部を下向き鉤部5aの頭部に接触させるに留まり、可撓性肩支持部4を内向きに曲げるという人為的力を加える以外の力では、両者は係合しない構造となっている。肩幅を狭くする場合は、図2(a)に示す平常状態から、可撓性肩支持部4の上部外側をFの力で斜め内向きに曲げる。図では片方のみ示しているが、他方の可撓性肩支持部4も、同時に両手で折り曲げるようにする。そうすると、可撓性肩支持部4は、およそ可撓性肩支持部4の上部一端4aを支点として下方に折れ曲がり、そのとき可撓性肩支持部4の上部内側に連設されている可動側係合部6先端の上向き鉤部6aが固定側係合部5の先端の下向き鉤部5aに接近し、ついには、図2(b)に示すように、上向き鉤部6aと下向き鉤部5aが係合する。その後、手を解放して折り曲げ力Fを無くしても、可撓性肩支持部4の復元力で上向きに戻ろうとする力が係合力を大きくするように作用するため、上向き鉤部6aと下向き鉤部5aの係合状態が保持される。これにより、肩幅は、L1からL2に狭くすることができる。

【0016】

この折り曲げ操作はハンガー本体に衣料を掛けた状態でも衣料の上からできるので、衣料を掛けた状態で肩幅が狭い方がいいと作業者が思った時点で、そのまま肩幅を狭くすることができる。

一旦肩幅を狭くした後に、再使用のために肩幅を広くする場合は、図2(b)の状態から可撓性肩支持部4をさらに折り曲げ、上向き鉤部6aと下向き鉤部5aの係合を解いた状態で上向き鉤部6aを指で下方向に曲げ、折り曲げ力Fを解放してやれば、可撓性肩支持部4の復元力で図2(a)の状態に戻る。

【産業上の利用可能性】

【0017】

本発明は、衣料のサイズに適した肩幅の調整を、簡単な操作で、かつハンガー本体に掛けた衣料の上からでも行うことができる肩幅調節機構付き衣料用ハンガーとして、クリーニング業界、あるいは家庭においても利用することができる。

【図面の簡単な説明】

【0018】

【図1】本発明の実施の形態を示す正面図である。

【図2】本発明の実施の形態における肩幅調節工程を示す要部拡大図である。

【符号の説明】

【0019】

- 1 フック部
- 2 肩部
- 3 補強部
- 4 可撓性肩支持部
- 4 a 一端
- 4 b 他端
- 5 固定側係合部
- 5 a 下向き鉤部
- 6 可動側係合部
- 6 a 上向き鉤部

10

20

30

40

50

フロントページの続き

(56)参考文献 特開2000-175800(JP,A)
特開平09-294667(JP,A)
実開平02-054477(JP,U)
実開昭47-036827(JP,U)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)
A47G 25/44
D06F 57/00